

(案)

森林整備事業請負契約書

- 1 事業名 下鹿川国有林森林整備事業（誘導伐：密着造林型）請負
- 2 履行場所 宮崎県延岡市
下鹿川国有林2012わ林小班外
別紙、図面のとおり
- 3 事業内容 誘導伐作業 3.82ha 伐倒数量 1,772m³
集造材 900m³ C材等未利用材400m³
合 計 1,300m³
植付作業 3.18ha
獣害防止ネット設置 2,600m
(別紙、記番別作業内訳書、作業工程別数量内訳書、
作業内訳書のとおり)
- 4 事業期間 契約日の翌日から
令和8年2月27日 まで
- 5 作業仕様 別紙、作業仕様書のとおり
- 6 請負金額 金 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也)

- 7 選 択 条 項
別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは
○印、適用されないものは×印である。

適用削除の区分	選 択 条 項	
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
○	支給材料及び貸与品	第15条
○	部分払 (月1回以内とする)	第38条
×	前金払 請負金額の / 10以内とする	第35条第1項
×	中間前金払 請負金額の / 10以内とする	第35条第3項

8 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引渡予定場所	引 渡 予 定 月 日
封印ペンチ	No.	1 個	宮崎北部森林管理署	契約締結日
鉛		130 個	〃	
銅線		1 巻	〃	
発送検知野帳		3 冊	〃	

9 特約事項

- (1) 使用する材料は、特約事項内訳書のとおりとし、請負者が購入する。
- (2) 当該契約に係る技術提案書については、別冊のとおりとする。
- (3) 森林作業道は、森林作業道作設マニュアルにより作成すること。

上記の事業につき、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び九州森林管理局長の定める国有林野事業製品生産事業請負契約約款、国有林野事業造林事業請負契約約款及び製品生産事業請負標準仕様書、造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙、共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を所有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 宮崎県日向市大字日知屋 1 7 3 7 1 - 1
分任支出負担行為担当官
宮崎北部森林管理署長 松永 眞弥

請負者 住 所

記 番 別 作 業 内 訳 表

林小班	作業種	区域面積	控除面積 (除地等)	契約面積	作業期間		備 考
					自	至	
2012 わ	誘導伐	2.00		2.00	契約日の翌日	R8.2.27	1伐区
〃	〃	1.00		1.00	〃	〃	2伐区
〃	〃	0.82		0.82	〃	〃	3伐区
計		3.82		3.82			

作 業 工 程 別 数 量 内 訳 書

材 種	作 業 工 程	細 目	数 量	備 考
素 材	集 造 材		900 m ³	
	C 材 等 集 造 材		400 m ³	
	封 印 発 送		1,200 m ³	
	山 元 巻 立	機械巻立	50 m ³	
	C 材 等 山 元 巻 立	機械巻立	50 m ³	

記 番 別 作 業 内 訳 書

作業種	林小班	作業区分 (下刈年次)	区域面積 (ha)	控除面積(ha)	契約面積(ha)	作業期間		使用材料		獣害防止ネットの 点検・簡易補修	備 考
						自	至	品 名	数量		
植付(無地拵)	2012わ①		1.00ha	0.33ha	0.67ha	契約日の翌日	R8.2.27				八戸(森)
"	2012わ②		1.00ha	0.18ha	0.82ha	"	"				"
"	2012わ③		1.00ha		1.00ha	"	"				"
"	2012わ④		0.82ha	0.13ha	0.69ha	"	"				"
小計			3.82ha	0.64ha	3.18ha						
獣害防止ネット設置	2012わ①				700m	契約日の翌日	R8.2.27				八戸(森)
"	2012わ②				800m	"	"				"
"	2012わ③				550m	"	"				"
"	2012わ④				550m	"	"				"
小計					2,600m						
合計	植付(無地拵)		3.82ha	0.64ha	3.18ha						
	獣害防止ネット設置				2,600m						

- 【留意事項】 1. 作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。
2. 使用材料については、品名、数量を記番毎に記入すること。
3. 各作業毎の作業方法は、作業区分の欄に記入すること。
4. 使用材料がある場合は、使用材料規格内訳書を添付すること。

森林整備（誘導伐：密着造林型）請負事業仕様書

適用範囲

この仕様書は、森林管理署等の実施する（誘導伐：密着造林型）請負事業に適用する。

1 伐倒及び集造材

- (1) 区域内の対象木は、全て伐倒すること。
- (2) 下表の素材採材が可能なものを原則として搬出対象木（胸高直径がスギ16cm以上、ヒノキ14cm以上）としているので、これに基づき通直材を採材・搬出すること。

樹 種	長 (級 m)	経 (級 cm)	C 材	長 (級 m)	経 (級 cm)
スギ	3 4 上	1 4 上 1 4 上	スギ ヒノキ その他	2 3 4	8 上
ヒノキ	2 3 4 6 上	1 8 上 1 4 上 1 2 上 1 4 上			

但し、監督職員の指示のある場合（小径木一般材等）はこの限りではない。

2 伐倒及び集造材作業に当たっての留意事項

- (1) 伐倒洩れ、対象外の伐採がないよう留意すること。
- (2) 伐倒及び集造材作業においては、他の造林木を損傷しないように注意すること。
- (3) かかり木については、適切な方法で処理すること。
- (4) ワイヤロープ等、現地の片づけは適切に行うこと。
- (5) 人工更新を予定している箇所にあつては、植栽、保育等に支障のないよう枝条等を適切に処理すること。

3 請負数量の確定

- (1) 伐倒数量
契約書に記載された予定数量とする。
- (2) 素材数量
生産完了検査場所における検査数量の累計とする。

4 部分払いにおける数量の確定

- (1) 伐倒数量
面積按分による材積とする。
- (2) 素材数量
生産完了検査場所における検査数量の累計とする。

5 封印発送

- (1) 監督員の指示を受けて封印発送を行うものとする。
- (2) 封印は、発送時点において荷締索の結び目を荷くずしできないように行うものとする。

6 請負金額の確定方法

公告記載の請負代金確定方法による

7 確定数量及び確定金額の通知

発注者は、事業が完成した場合は、確定数量及び確定総金額について、別紙「請負契約の数量・金額確定通知書」を作成し、すみやかに請負者に通知するものとする。

8 その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

特 約 事 項（誘導伐等）

- 1 請負者は、特記仕様書を遵守すること。
特記仕様書に指定しないものについては、「森林作業道作設指針」によることを基本とすること。
- 2 請負者は、作設する森林作業道の路線計画を明示した図面を含めた事業計画を森林管理署長等に提出し、その確認を受けること。
- 3 請負者は、2で確認を受けた森林作業道の計画に変更が生じたときは、その変更について森林管理署長等に提出し、確認を受けること。
- 4 森林管理署長等は、伐採・搬出期間中及び搬出後の契約履行状況等を確認し確認を受けた路線等が路線計画と異なる森林作業道を施工した場合等、請負者の責に帰すべき事由により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、請負者の負担において盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができる。この場合において、請負者は森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講じなければならないこと。

採材標準寸法表

宮崎北部森林管理署

樹種	用途		長級(m)	径級(cm)	延寸(cm)	備考
スギ	一般材(小径木)		3・4	8～13下	5	システム販売相手方との協定による
	一般材		3・4	14上	5	
	芯持材		3	16～20	5	通直で無節に近いもの
	割柱		3	34上	10	赤芯で目細な無節材元玉原則
	長材		6・8	14上	10	
	梁材		4. 2	24～26	10	単曲材で元玉
			5. 2	24～28		
			6. 2	24～28		
	ラミナ材	直材	3・4	末口14～元口45以内	5	最高矢高10cm以内
		曲材	3・4	末口14～元口40以内	5	
ヒノキ	一般材(小径木)		3	8～13下	5	システム販売相手方との協定による
			4	8～12下	5	システム販売相手方との協定による
	一般材		2	18上	5	
			3	14上	5	
			4	12上	5	
	芯持材		3	16～20	5	通直で無節に近いもの
	長材		6・8	14上	10	直材で元玉
	梁材		4. 2	18～22	10	単曲材で元玉
			5. 2	22～26		
			6. 2	24～30		
マツ	一般材		2. 3. 4	13上	5	
	梁材		2.2・3.2・4.2	18～24	10	単曲材で元玉
モミ	一般材		2・4	24上	5	
ツガ	一般材		2・3・4	24上	5	
他N	一般材		2・3・4	14上	5	銘木類は有寸
カシ	一般材		2.1・3.2・4.3	20上	5	末口径30上通直材長尺採材
その他L	一般材		2.1・3.2・4.3	22上	5	銘木類は有寸
N L	チップA		2	10上	0	
スギ・ヒノキ	端尺材		0. 6～1. 6	14上	0	根曲り部分からの採材が原則
スギ・ヒノキ・その他	C材等未利用材		0. 6上	8上	0	システム販売相手方との協定による

- 留意事項
- 1 平成元年1月10日 第2号「当面の採材について」
 - 2 平成元年3月29日 元熊利第55号「スギ・ヒノキ価格体系の改定について」
 - 3 平成17年6月6日 ラミナー用原材料生産に伴う参考資料
 - 4 平成21年8月31日 21九販第30号「C材等未利用材を素材生産事業として実施する場合の取扱いについて」
 - 5 平成29年2月13日 28九資第54号「平成28年度以降に適用する素材販売基準価格及び立木販売基準価格について」の一部改正について

特 記 仕 様 書

この特記仕様書は、森林作業道作設指針(令和3年4月1日付け2林整整第1400号林野庁長官通知)に基づき、九州森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件、路網開設実績等を踏まえ、定めたものである。本事業で作設する路網は継続的に用いられる森林作業道とし、作設に当たっては本特記仕様書によること。

なお、本特記仕様書に仕様を指定しないものについては、同作設指針によることを基本とすること。

1 路網計画(見取り図)

- ① 路網計画は、事業計画案の提出時に添付する事業計画図案において、次の点を反映し作成すること。
- ② 林地保全に配慮し、縦断勾配を緩やかな波状にし、こまめな分散排水を行うとともに排水先は安定した尾根部や常水のある沢等として路面に集まる雨水を安全、適切に処理すること。
- ③ 切土高は地形上やむを得ない場合を除き、できるだけ1.5m程度以内に抑えるよう努めること。
- ④ 曲線部及び縦断勾配は、伐木造材、集材、造林、保育等の作業に使用する林業機械等が安全に通行できるよう設定すること。なお、S字カーブ等は、木材等を積載した林業機械等の下り走行時の安全確保の観点から、こうした箇所のカーブの谷側を低くすることは避けること。この場合、曲線部上部入口手前の入口付近で行うこと。

2 切土・盛土の均衡

- ① 切土と盛土を均衡させ、捨土を発生させないこと。なお、捨土がやむなく発生する場合は、森林法の作業許可手続きが必要となる場合があるため、作業着手前に理由及び林地保全に配慮した処理計画を書面で監督職員に協議すること。

3 伐開

別紙1保残木標準断面図を参考にして、伐開幅は必要最小限度とすること。

4 土工計画

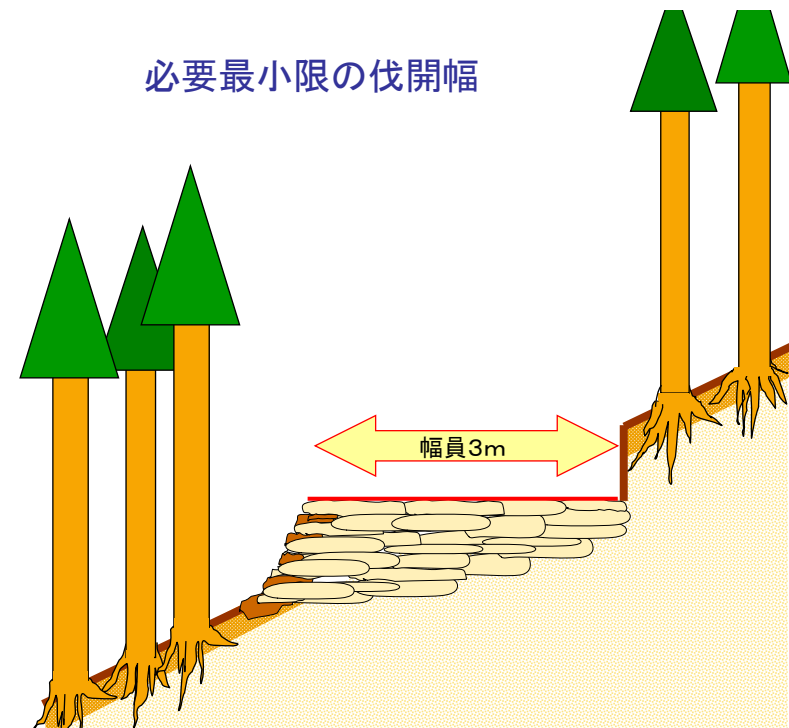
土工計画の概要書として①～⑤を作成の上提出すること。また必要に応じて⑥及び⑦を添付すること。

- ① 盛土基礎の施工方法と標準断面図
- ② 盛土部及び路肩部の転圧、締め固めの方法の概要
(※堅固な路体をつくるため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに30cm程度の厚さになるよう十分に締め固めて仕上げること。)
- ③ 現地発生資材使用に配慮した盛土構造の標準図及び緑化方法の概要
(※はぎ取り表土や根株は、盛土のり面保護工として利用すること。なお、山腹傾斜が緩やかな場所等で盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用を図ること。)
- ④ 盛土勾配の標準
- ⑤ 切土のり面の標準断面図
(※切土のり面の勾配は、直切りを基本とする。但し、土質に応じて、また、切土高が高くなる場合には、現地の状況により検討すること。)
- ⑥ 構造物を設ける場合はその概要
 - ・洗い越しの標準断面図
 - ・丸太組工など簡易構造物を採用する場合は設置場所の概要と標準断面図
(※路体は堅固な土構造によることを基本とし、構造物は地形・地質、土質の条件、幅員の制約等の条件からやむを得ない場合に限り設置するものとする。)
- ⑦ その他
事業終了時において、登坂部分等に洗掘を防ぐための水切りを施工すること。

- 5 作業工程表の提出
別紙様式により事業計画表を提出すること。
- 6 施工管理
作業の種類毎に施工前・施工中・施工後の写真等に記録し提出すること。
- 7 その他(汚濁等が発生した場合の処置)
本事業の実行に係わり下流域に汚濁等の発生が予想される場合は、事前に予防対策を講じるとともに、水質の汚濁等が発生した場合には、民間事業者において汚濁等の除去及び防止並びに下流の関係者への説明等の措置を講じること。

保 残 木 標 準 断 面 図

切土のり面及び盛土側も、立木を出来る限り残すよう
必要最小限の伐開幅とする



特約事項内訳書

林小班	作業種	作業区分	契約面積 (ha)	使用材料			備考	
				品目	品質規格	数量		
2012わ①	植付(無地拵)	普通方形植	0.67ha	スギコンテナ苗	マルチキャビティコンテナ苗(300cc) 根本径 5mm 以上 苗長 35cm ~ 70cm	1,400本	使用材料 については 各品目の品 質規格同等 品及びその 規格品以上 とする。	
2012わ②	〃	普通方形植	0.82ha			1,700本		
2012わ③	〃	普通方形植	1.00ha			2,000本		
2012わ④	〃	普通方形植	0.69ha			1,400本		
	小計		3.18ha			6,500本		
2012わ①	獣害防止ネット 設置	設置	700m	強力繊維入り獣害防 止ネット一式(スカート 式)	強化繊維入り獣害防止ネット(スカート式) ネット網目:100mm ネット仕様:引っ張り強度(縦目方向) 1200N以上を有する強力繊維入り下 部H1.0m以上使用タイプネットであること (公的機関の引っ張り強度試験結果 を証明できるもの)。なお、全面ポリエ レンのみネットは不可。 付属資材:支柱規格FRP製φ33~ 35mm×2.4m、4m間隔設置部材とし、 付属部品についても、ネットの購入メ ーカ一適合規格品であること。 ネット標準展開サイズ: H1.8m×50m スカートサイズ: H0.6m以上×50m	700m		
2012わ②	〃	〃	800m			800m		
2012わ③	〃	〃	550m			550m		
2012わ④	〃	〃	550m			550m		
			2,600m			2,600m		

コンテナ苗木植付作業仕様書

1. 苗木の購入及び検収

- (1) 請負者は、発注者の指定する樹種及び規格の苗木を購入し、苗木の輸送日及び仮植地等について監督職員と協議し、仮植地又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。
- (2) 苗木の検収については、九州森林管理局が別途定める検収要領に基づき検収することとし、検査によって生じた本数不足分及び不合格苗木については、請負者の責任において優良な苗木を確保すること。

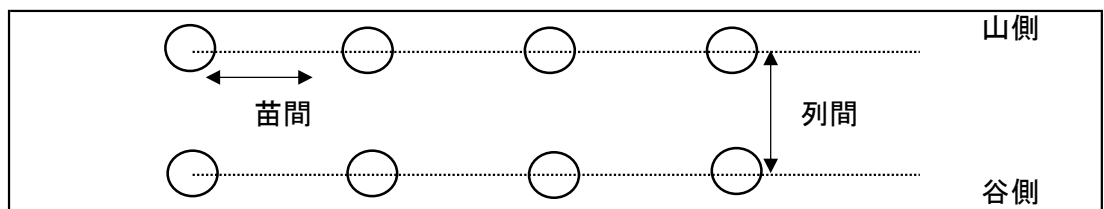
2. 苗木の管理

- (1) 検査を受けた苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害の恐れのない所に保管すること。
- (2) 苗木は保管場所に立てて寄せ並べ、必要に応じ、こも、シート等で直射日光を遮断し灌水するなど、苗木の乾燥防止について十分な措置を講ずること。

3. ha当たりの植付本数及び苗木の植付間隔

植付樹種	ha当たりの植付本数	苗木の植付間隔 (水平距離) m		適用林小班等
		苗間	列間	
スギ	2,090	1.6	3.0	2012わ①
スギ	2,080	1.6	3.0	2012わ②
スギ	2,000	1.6	3.1	2012わ③
スギ	2,030	1.6	3.1	2012わ④

(平面図)



4. 植付要領

- (1) 植付地点を中心に径7cm、深さ18cm程度の植穴を掘る。
- (2) 苗木の植付けは、根鉢を植穴の底に密着させ、根元部が地表面よりやや低くなるよう垂直に植え付ける。
- (3) 側方は、根鉢と植穴との間に空隙がないように土を入れる。
- (4) 地表面は根鉢が乾燥しないよう土を被せ、倒伏を防止するため、根元を足で踏みしめ、落葉等で被覆する。

5. 作業上の留意事項

- (1) 苗木を深植することは生育不良の原因となるので、充分注意すること。
- (2) 苗木の運搬及び植付の際は、苗木が乾燥又は損傷しないよう充分注意すること。

6. 不良苗木の取扱

作業の実施過程において、選別した不良苗木が発生した時は、生じた不良苗木本数を監督職員に報告し、不良苗木分を請負者の負担により確保すること。

7. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

獣害防止ネット設置仕様書

1. 獣害防止ネットの購入及び検収

- （１）乙は、甲の指定する品質規格の獣害防止ネットを購入し、獣害防止ネットの輸送日及び保管場所等について監督職員と協議し、獣害防止ネット保管場所又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。
- （２）獣害防止ネットの検収については、契約図書（特約事項）の定める品質規格同等品及びその規格品以上とし、甲の指定する獣害防止ネット品質規格に基づき検収することとする。また、検査によって生じた不合格獣害防止ネットについては、乙の責任において優良な獣害防止ネットを確保すること。

2. 獣害防止ネット設置要領

- （１）ネット設置線については伐開等をして枝条等を取り除き整理すること。
- （２）支柱は地形・地質を考慮し４ｍ間隔を基本に打ち込み固定すること。
- （３）急傾斜地に於ける支柱の打ち込みは傾斜面に向かって垂直に打ち込むこと。
- （４）ロープはネットの上段に「張りロープ」を、下段に「押さえロープ」を使用すること。
- （５）支柱とネットが接する部分は３箇所以上を基本に固定し、たるみを防ぐこと。
- （６）各支柱間のネットの下部（裾部分の端）には２箇所以上を基本に杭で固定し、シカ等の侵入を防ぐこと。
- （７）支柱の補強については、支柱２本当たり１箇所を基本にアンカーをとり、ロープ等で支柱を補強すること。また、コーナーの支柱は必ず補強すること。
- （８）出入り口を監督職員の指示により設置すること。
- （９）上記以外については、獣害防止ネット購入メーカーの製品取扱説明書及び設置施工図を参照し設置すること。

3. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契

約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

特約事項（製品生産事業請負）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、請負者は下記の内容について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、当該森林管理署へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

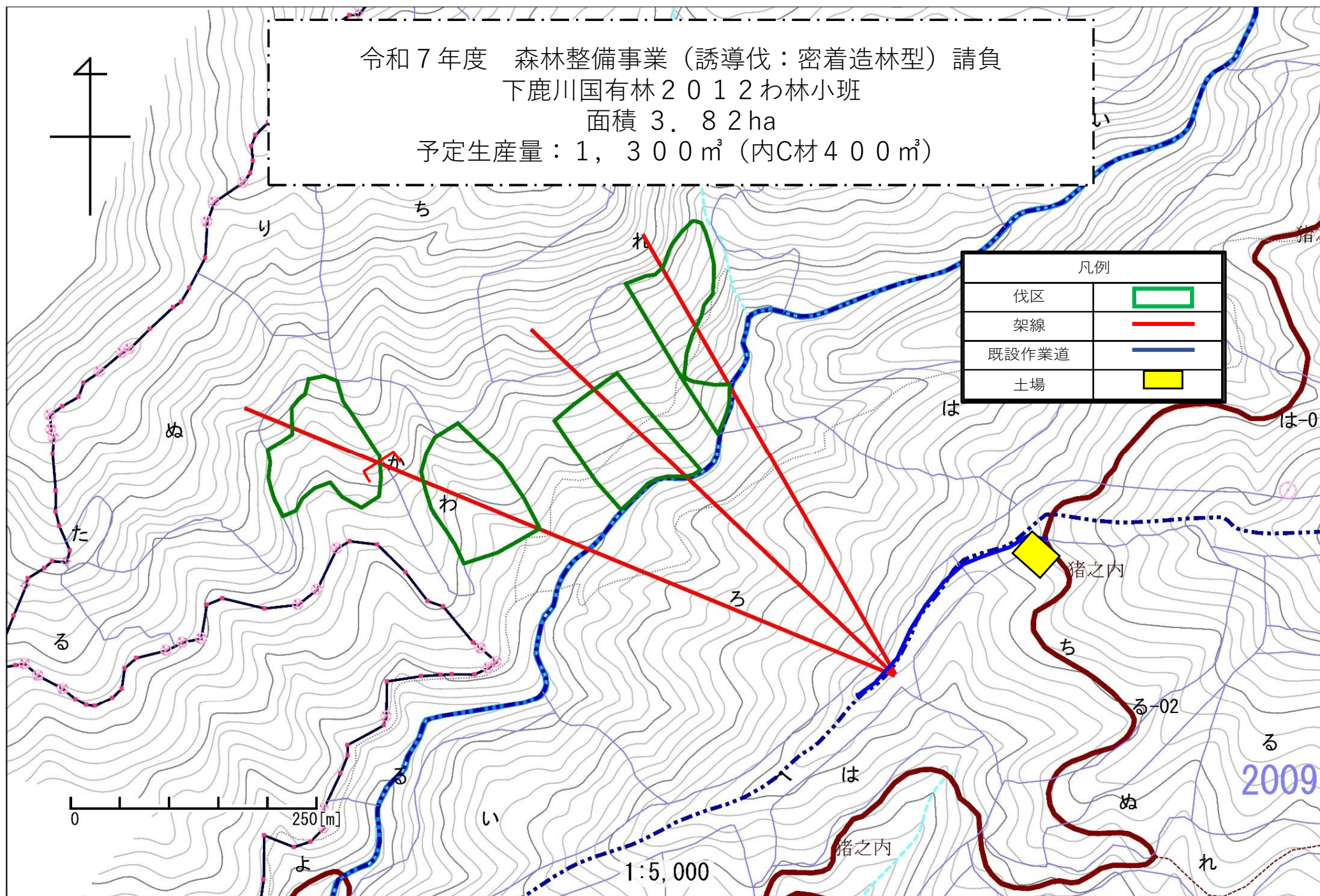
ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性があること。

なお、一時中止となった場合は、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第20条により対応する。

令和7年度 森林整備事業（誘導伐：密着造林型）請負
下鹿川国有林2012わ林小班
面積 3.82 ha
予定生産量：1,300 m³（内C材400 m³）

凡例	
伐区	
架線	
既設作業道	
土場	



令和 7 年度 森林整備事業区域図

作業種	国有林	林小班 (ha)	伐区	区域面積 (ha)	除地面積 (ha)	契約面積 (ha)	獣害防止ネット設置 (m)	凡 例	
植付	下鹿川	2012わ	①	1.00	0.33	0.67	700	請負箇所	
植付	下鹿川	2012わ	②	1.00	0.18	0.82	800	除地	
植付	下鹿川	2012わ	③	1.00		1.00	550	ネット設置	
植付	下鹿川	2012わ	④	0.82	0.13	0.69	550	道路	
計				3.82	0.64	3.18	2,600		

